

通行できる車両幅の許可限度値の目安

首都高速道路の通行に際しての許可申請にあたっては、本図面の車両幅の許可限度値の目安を参考にさせていただきようをお願いいたします。

【凡例】
 車両幅の許可限度値の目安
 : 3.0m
 : 2.5m※
 ※区間によっては、2.5mを超えて許可できる場合があります。

○ : 車両幅の制限がある出入口
 車両幅の許可限度値の目安が3.0mの路線でも、以下の出入り口は許可限度値の目安が2.5mとなります。

6号向島線

- ・箱崎入口（上り・下り）
- ・浜町入口（上り・下り）
- ・駒形入口（上り）
- ・向島入口（上り・下り）
- ・堤通入口（上り・下り）

6号三郷線

- ・八潮南入口（上り・下り）
- ・三郷入口（上り）

9号深川線

- ・福住入口（下り）
- ・木場入口（上り）
- ・塩浜入口（下り）

11号台場線

- ・台場入口（上り）

中央環状線

- ・扇大橋入口（内・外回り）
- ・千住新橋入口（内・外回り）
- ・小菅入口（外回り）
- ・四つ木入口（内・外回り）
- ・平井大橋入口（内回り）
- ・中環小松川入口（内回り）
- ・船堀橋入口（外回り）
- ・清新町入口（内回り）

川口線

- ・鹿浜橋入口（上り・下り）
- ・加賀入口（上り）
- ・足立入谷入口（下り）
- ・新郷入口（上り・下り）
- ・安行入口（上り）

湾岸線

- ・舞浜入口（西行き）

横浜北線

- ・岸谷生麦入口（上り・下り）
- ・馬場出入口（上り・下り）
- ・新横浜入口（上り・下り）

横浜北西線

- ・横浜港北入口（上り・下り）



【ご注意】

- ・車両幅の許可限度値の目安が2.5mの路線でも、長さ及び軸間距離など幅以外の諸元により、車両幅の許可限度値が変わる場合があります。
- ・大型車はV八重洲線を通行することができません。